松戸市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

# 提 案 理 由

消防団員の減少及び災害の多発化・激甚化により消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇を改善し、消防団の入団要件を緩和することにより、消防団員を確保するため。

### 松戸市消防団条例の一部を改正する条例

松戸市消防団条例(昭和26年松戸市条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部 分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後								
(任命)	(任命)								
(空)	<b>第2</b> 条 (略)								

務する年齢18歳以上55歳未満の者のうちから 市長の承認を得て任命する。ただし、役員の年齢 要件についてはこの限りでない。

(服務規律)

- るものとする。
- 他災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定す るところに従い直に出動し服務しなければならな ر۱°

(報酬)

第10条 団員には別表第1によつて報酬を毎年度|第10条 団員には別表第1によつて年額報酬を毎 末に支給する。ただし、退職した団員の報酬の支 給については、この限りではない。

2 その他の団員は、団長が市内に居住し、又は勤 2 その他の団員は、団長が市内に居住し、勤務し、 又は通学する年齢18歳以上55歳未満の者のう ちから市長の承認を得て任命する。ただし、役員

の年齢要件についてはこの限りでない。

(服務規律)

- 第7条 団員は、団長の召集によつて出動し服務す 第7条 団員は、団長の招集によつて出動し職務に 従事するものとする。
- 2 召集を受けない場合であつても水、火災、その 2 招集を受けない場合であつても災害(水火災又 は地震等の災害をいう。以下同じ。) の発生を知 つたときは、あらかじめ指定するところに従い、 直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(報酬)

- 年度末に支給する。ただし、退職した団員の報酬 の支給については、この限りではない。
- 2 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場 合においては、別表第2により出動報酬を支給す る。
- 3 前項の出動報酬の支給期日は、その事由の発生 した月の翌月15日とする。ただし、数か月分を 取りまとめて支給することができる。

### (費用弁償)

災その他の災害、警戒及び訓練に出場した場合に おいては、別表第2によりその費用を弁償する。

2 · 3 (略)

## 別表第1(第10条関係)

### 消防団員報酬支給表

階級	(略)
報酬年額	(略)

#### (費用弁償)

第13条 団員が公務のため市外に出張し、又は火 第13条 団員が公務のため市外に出張し、又は訓 練等の職務に従事した場合においては、別表第3 によりその費用を弁償する。

2 · 3 (略)

### 別表第1(第10条関係)

消防団員年額報酬支給表

階級	(略)
年額報酬	(略)

### 別表第2(第10条関係)

消防団員出動報酬支給表

区分	<u>報酬額</u>				
大規模災害	1日 8,000円				
大規模災害以外の災	1回4時間未満 3,000円				
<u>害</u>	1回4時間以上 8,000円				
警戒、訓練等の職務	1回 2,500円				

### 備考

- 1 大規模災害とは、災害対策基本法(昭和 36年法律第223号)第42条第1項の 規定による松戸市地域防災計画に基づき市 災害対策本部が設置された災害及び水防法 (昭和24年法律第93号)第33条第1 項の規定による松戸市水防計画に基づき市 水防本部が設置された災害をいう。
- 2 大規模災害の活動時間(拘束時間を含 む。)及び大規模災害以外の災害の活動時 間が7時間45分を超えたときの報酬は、その 後4時間を経過するごとに、4,000円を加算 する。

## 別表第2(第13条関係)

消防団員費用弁償支給表

区分 車賃 ( 日当 ( 宿泊料 食卓料 鉄道賃、 |1キロ |1日に | (1夜 | (1夜 | 船賃及 |

## 別表第3(第13条関係)

消防団員費用弁償支給表

区分	車賃(	日当(	宿泊料	食卓料	鉄道賃、	
	1+0	1日に	(1夜	(1夜	船賃及	

	メート ルにつ き)	つき)	につき)	につき)	び航空 賃		メート ルにつ き)	つき)	につき)	につき)	び航空 賃
(略)						(略)	•		•	•	
火災	1回につ	<u>き 3,0</u>	000円(4時	請問以上	消防団活	訓練	交通機関	関を利用	する必要	そのある ち	場合に限
<u>その</u>	動に従事	した場合	合にあつ	ては、7	<u>,000円)</u>	<u>等の</u>	<u>り、鉄道</u>	道賃及び!	車賃の実	<u>費</u>	
<u>他の</u>						<u>職務</u>					
<u>出場</u>											
警戒	1回につ	<u>2,5</u>	500円								
出場											
訓練	1回につ	<u>2,5</u>	500円								
<u>出場</u>											

## 附則

# (施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条、第13条、別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の出動に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の出動に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。